

果樹共済

あらゆる自然災害に備え
果樹農家を支えます

果樹共済の安心メリット

- 1 共済掛金の半額は国が負担しています。
- 2 市町村が農家負担掛金等の一部を補助します。（一部市町村を除く）
- 3 特定の防災施設が設置されている園地については、共済掛金率が割引されます。
- 4 損害防止事業の一環として、NOSAIから薬剤が配布されます。
- 5 掛金は、税金申告の際に全額必要経費として控除されます。

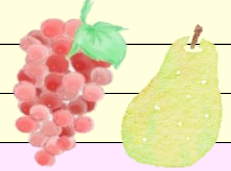
青色申告をされている方は、さらに補償が充実した収入保険への加入をおすすめしています。

お問い合わせ・申し込みは最寄りの支所までご相談ください。



加入できる樹種と主な品種

樹種	類区分	主 な 品 種
りんご	1類	つがる、さんさ、シナノレッド、夏明、芳明、祝、あかね、シナノリップ
	2類	シナノスイート、秋映、シナノゴールド、シナノドルチェ、陽光、千秋、紅玉
	3類	ふじ、王林、ぐんま名月、あいかの香り、シナノホッペ
ぶどう	1類	デラウェア、ヒムロッド
	2類	キャンベルアーリー、ポートランド
	3類	シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰、ピオーネ、ナイアガラ、メルロー、シャルドネ
な し	1類	幸水、新水、サザンスイート、オーロラ
	2類	豊水、二十世紀（サンセーキ）
	3類	南水、あきづき、ラ・フランス、ル・レクチェ
も も	1類	生食用早生の品種（7月末までに収穫する品種）
	2類	生食用中生の品種及び晩生の品種
か き	2類	市田柿、平核無
すもも		大石早生、貴陽、太陽、秋姫、菅野中生、ソルダム、サンプルーン



加入条件

- 加入には、各類ごとの栽培面積が5アール以上必要です。
- 栽培している全ての園地を一括で加入することが前提となっており、特定の園地のみ加入することはできません。

加入方式・支払対象となる災害（共済事故）

加入方式の種類		補償期間	対象となる共済事故	支払開始割合	補償限度割合	現在の引受樹種
おすすめ 半相殺減収総合	短縮方式	発芽期～収穫期	全ての自然災害（地震・噴火を含む） 病虫害、鳥獣害、 火災による 果実の減収 	3割 （4割・5割） を超える損害	7割 6割 5割 のうちから 選択	りんご ぶどう な し も き
	一般方式					ぶどう
災害収入共済方式		花芽の形成期～収穫期	自然災害等による果実の減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少	2割 （3割・4割） を超える損害	8割 7割 6割 のうちから 選択	ぶどう も も すもも
全相殺	減収方式		自然災害（地震・噴火を含む） 病虫害、鳥獣害、火災による 果実の減収	2割（3割・4割） を超える損害 ※品質方式は 品質の低下を含む	7割、6割、5割 のうちから 選択	
	品質方式					

※半相殺方式は、農家単位で被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する方式。

※補償期間が「花芽の形成期～」とある加入方式は、翌年産を加入していただきます。

※支払開始割合とは、共済金の支払いが開始することになる損害割合で、（ ）内の割合からも選択できます。

※災害収入共済方式は、JA等の出荷団体へおおむね全量出荷されていることが加入条件で、その出荷資料又は青色申告書等から収穫量及び生産金額を把握する方式。

※全相殺方式は、JA等の出荷資料・青色申告書・白色申告書関連書類から農家単位で減収分と増収分を相殺して損害を把握する方式。

※上記のほか、地域インデックス方式（農家単位で樹種ごとに県統計単収と比較して損害を把握する方式）も多数希望者があれば加入できます。

補償される金額（共済金額）と共済掛金

※標準収穫量（平年収穫量）は、品種・樹齢・栽培形態ごとに、平年の収穫量を申告していただきます。

ただし、過去に被害のあった園地・品種は損害評価実績による係数が勘案され標準収穫量は下がります。

※1kg当たり価格は、過去一定年間における平均価格を基に毎年国から示されます。

※付保割合は、補償される金額を選択する割合で、最低割合4割から農家が選択した補償限度割合までの範囲内で選択できます。

共済掛金の計算例



〈加入例〉りんご「ふじ」
平年収穫量3,000kg、
1kg当たり価格213円で
半相殺減収総合方式に加入

最高の補償限度割合7割（支払開始割合3割）で
最高の付保割合7割を選択した場合の共済金額

$$\begin{array}{ccccccc} 3,000\text{kg} & \times & 213\text{円} & \times & 7\text{割} & = & 447,000\text{円} \\ \text{（平年収穫量）} & & \text{（1kg当たり価格）} & & \text{（付保割合）} & & \text{（共済金額）} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} 447,000\text{円} & \times & 4.25\% & = & 18,997\text{円} & - & 18,997\text{円} \times 1/2 = 9,498\text{円} = 9,499\text{円} \\ \text{共済金額} & & \text{県平均共済掛金率} & & \text{共済掛金総額} & & \text{共済掛金総額} & & \text{国庫負担割合} & & \text{国庫負担共済掛金} & & \text{農家負担共済掛金} \end{array}$$

$$+ 1,788\text{円}$$

事務費賦課金

$$= 11,287\text{円}$$

農家負担掛金等

掛金の半額は国が負担します

※共済掛金率は農家ごとに、過去の損害率によって設定されています（危険段階別共済掛金率）。
※事務費賦課金は、共済金額1万円当たり40円で計算されます。（44.7万円×40円＝1,788円）
※市町村の補助、防災施設の割引が適用される場合には、掛金はこれより安くなります。
※掛金が低いコース（補償割合・付保割合を選択）もあります。

支払い共済金

共済目的の種類・類区分ごとに、損害割合が選択した支払限度割合を超えた場合に、損害割合に応じた支払割合を共済金額に乗じて算出される金額が、共済金として支払われます。（下表参照）

上記加入例にて、損害割合が60%の場合の計算例

$$447,000\text{円} \times 43\% = 192,210\text{円}$$

〈損害割合に応じた共済金の支払割合〉

損 害 割 合 (%)			11	21	31	41	51	60	70	80	90	100
支払割合 (%)	支払開始割合	3割	—	—	1	16	30	43	57	71	86	100
		4割	—	—	—	2	18	33	50	67	83	100
		5割	—	—	—	—	2	20	40	60	80	100

※自然災害、病虫害、鳥獣害等による共済事故が発生した場合は、速やかにご連絡を頂くか【事故発生通知】のご提出をお願いします。連絡または提出が無い場合、適切な損害評価が行えなくなり共済金が支払われないことになります。

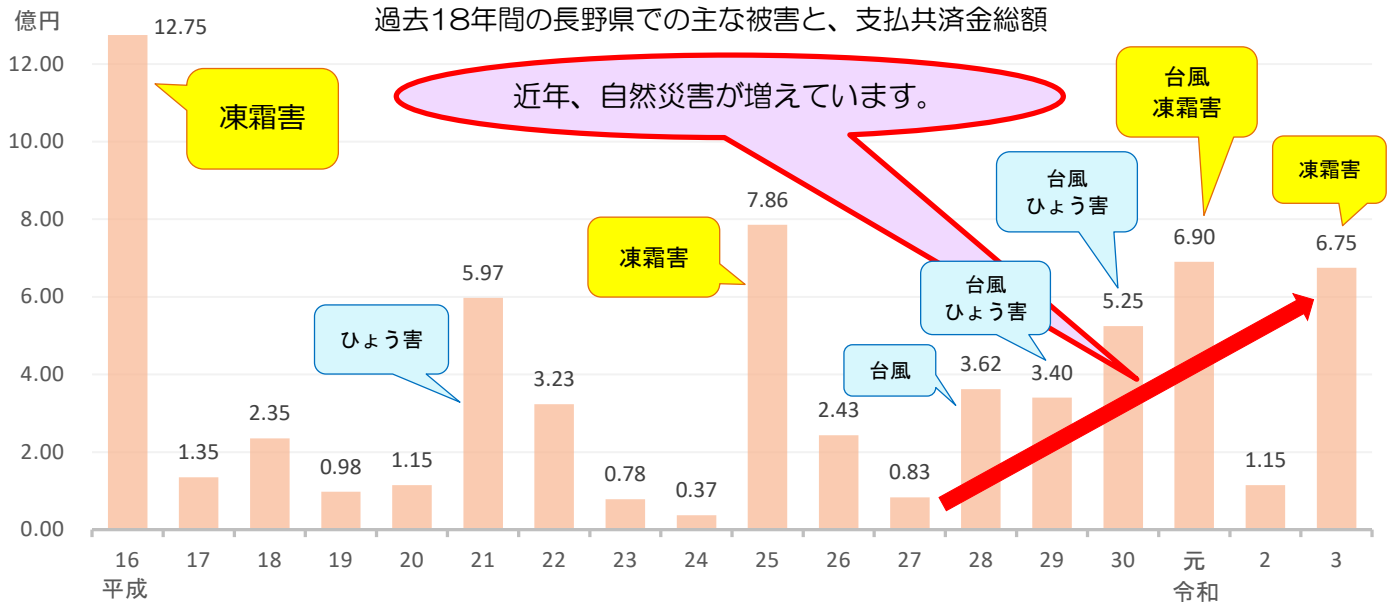
※肥培管理や病虫害防除が不適切な場合や共済事故以外の減収がある場合は、支払われる共済金が減額されることがあります。また、共済責任期間外の被害は対象になりません。

防災施設の割引率

樹種名	防風ネット	防霜ファン	多目的ネット	防ひょうネット	防鳥ネット	雨よけ施設	防蛾灯
りんご	5%	5%	35%				
ぶどう	5%		10%		5%	30%	
なし	5%	5%	40%	30%	5%		5%
もも	5%	5%	10%				5%
かき	5%	5%		10%			

※多目的ネットとは、防風・防ひょう・防虫・防鳥を目的としたネットで被覆したものをさします。（5面全てがネットで覆われていることが前提となります。）

果樹共済金支払いの推移



市町村による助成内容

支所名	市 町 村 名	令和4年度補助内容	
		農家負担掛金の	農家負担掛金＋ 賦課金総額の
佐 久	立科町		25%
	小諸市 佐久穂町	20%	
上 小	東御市		25%
	上田市 長和町 青木村	25%	
諏 訪	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町	20%	
上伊那	中川村	30%	
	伊那市 駒ヶ根市 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 宮田村	20%	
下伊那	豊丘村 下條村	30%	
	飯田市 松川町 高森町 阿南町 阿智村 売木村 泰阜村 喬木村	20%	
松塩筑	塩尻市		50%
	朝日村 山形村		30%
	松本市		20%
安曇野	安曇野市		33.3%
	麻績村 筑北村		30%
	生坂村		20%
北アルプス	大町市 池田町 松川村		30%
北信	飯綱町		50%
	小布施町	50%	
	小川村	30%	
	千曲市 坂城町	25%	
	高山村	20%(認定農業者＋8%)	
	長野市 須坂市 中野市	20%	
	山ノ内町		15%



ホームページ <http://www.nosai-nagano.or.jp>
メールアドレス info@nosai-nagano.or.jp



佐久支所 〒384-2102 佐久市塩名田390 ☎ 0267-58-2580	諏訪支所 〒391-0013 茅野市宮川4392-1 ☎ 0266-73-3211	下伊那支所 〒395-0803 飯田市鼎下山331 ☎ 0265-23-7600	松塩筑支所 〒390-0851 松本市大字島内1666-777 ☎ 0263-40-2503	北アルプス支所 〒398-0002 大町市大町1630-1 ☎ 0261-22-8488	更埴出張所 〒389-0804 千曲市戸倉2388 ☎ 026-214-3258
上小支所 〒386-0151 上田市芳田1817-2 ☎ 0268-35-3333	上伊那支所 〒399-4431 伊那市西春近2526 ☎ 0265-73-2221	木曽支所 〒397-0001 木曽郡木曽町福島2420-2 ☎ 0264-24-2367	安曇野支所 〒399-8211 安曇野市堀金烏川2661-2 ☎ 0263-72-5192	北信支所 〒389-1105 長野市豊野町豊野631 ☎ 026-219-2891	本 所 〒380-0935 長野市中御所岡田79-5 ☎ 026-217-5800